

中山間地域等直接支払制度

**第4期対策(平成27～31年度)
の概要の変遷について**

**第4期対策における中間年評価
について(平成29年度)**



1. 第4期対策(平成27~31年度)の概要(H27年度)

1) 加算措置の変更①

第3期(22~26年度)

- ・集落連携促進加算
田・畑 2,000円/10a
- ・小規模・高齢化集落
支援加算
田 4,500円/10a
畑 1,800円/10a

- ・規模拡大加算
- ・土地利用調整加算
- ・法人設立加算

第4期(27~31年度)

- ・集落連携・機能維持加算(拡充)

①協定の広域化

田・畑 3,000円/10a

②小規模・高齢化集落の支援

田 4,500円/10a

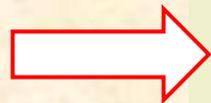
畑 1,800円/10a

廃止

1. 第4期対策(平成27~31年度)の概要(H27年度)

1) 加算措置の変更②

・超急傾斜農地保全管理加算 (新規)



超急傾斜の農地(田1/10以上、畑20度以上の傾斜)のうち、その保全や有効活用に関する活動等に取り組む集落を支援
田・畑 6,000円/10a

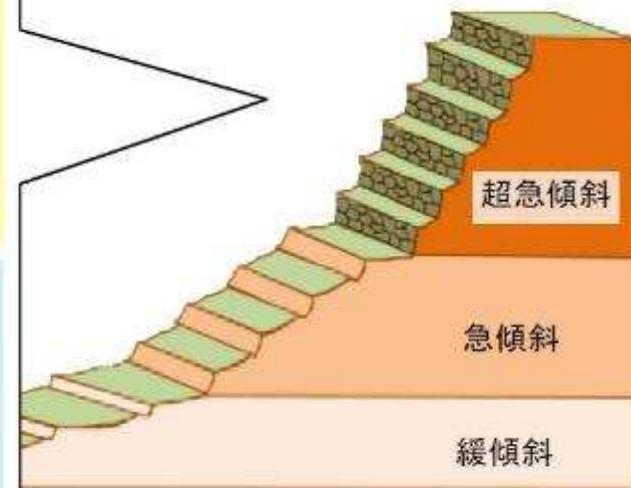
【対象活動の例(①、②からそれぞれ1つは実施)】

① 農地を保全する活動(1つだけ実施でも可)

 石積み保全活動	又は	 土壌流出防止	又は	既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。
既存の活動				

② 農産物の販売を促進する活動等(1つだけ実施でも可)

 棚田オーナー制度	又は	 景観作り	又は	既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。
既存の活動				



1. 第4期対策(平成27~31年度)の概要(H28年度)

2) 集落戦略の作成(追加)

○集落戦略とは

集落の構成員が、話し合いにより、農地や集落の将来像(おおむね10~15年後)、達成に向けた課題、対策をとりまとめたもの



1. 第4期対策(平成27～31年度)の概要(H28年度)

2)集落戦略の作成

○記載例

(既存のマスタープラン、その他市町計画に定める計画の流用可)

【記載例】

①それぞれの農地の将来像について該当する箇所に“○”印をつけて下さい。

②課題があれば記入して下さい。

1. 協定農用地の将来像

地番	地目	農地面積(㎡)	現況	管理者	農用地の将来像(概ね10～15年後)						農用地を将来(概ね10年～15年後)に向けて維持するための課題
					管理者が引き継ぎ耕作	担い手等に委託予定	担い手等に委託を希望	農地中間管理機構への貸付を希望	草刈り等の管理のみ	その他	
121	田	800	耕作	農林 太郎			○				引き受け手の確保
122	田	900	耕作	農林 次郎	○						なし
...

○人・農地プランで、既に将来の農地の利用等が決まっている農地は、その内容を踏まえて“○”印を付けて下さい。

③集落全体での課題(農業のこと以外も可)と対策を記載して下さい。

2. 集落の将来像

(1) 協定農用地を含む集落全体の課題と対策

区分	課題	対策	対応者	対策の実施時期	実施に用いる手段
農地	草刈り	防草シート設置	集落協定組織	H30～H31	中山間直払交付金を活用
農道	損傷	補修	集落協定組織	H35	県の事業を活用
...

(2) 集落の将来像

例 ○集落出身者がUターンして担い手になってもらえるように働きかける。
○地域おこし協力隊にきてもらえるよう町に相談する。

④協定農用地を含む集落全体の課題と対策等について具体的に記載して下さい。

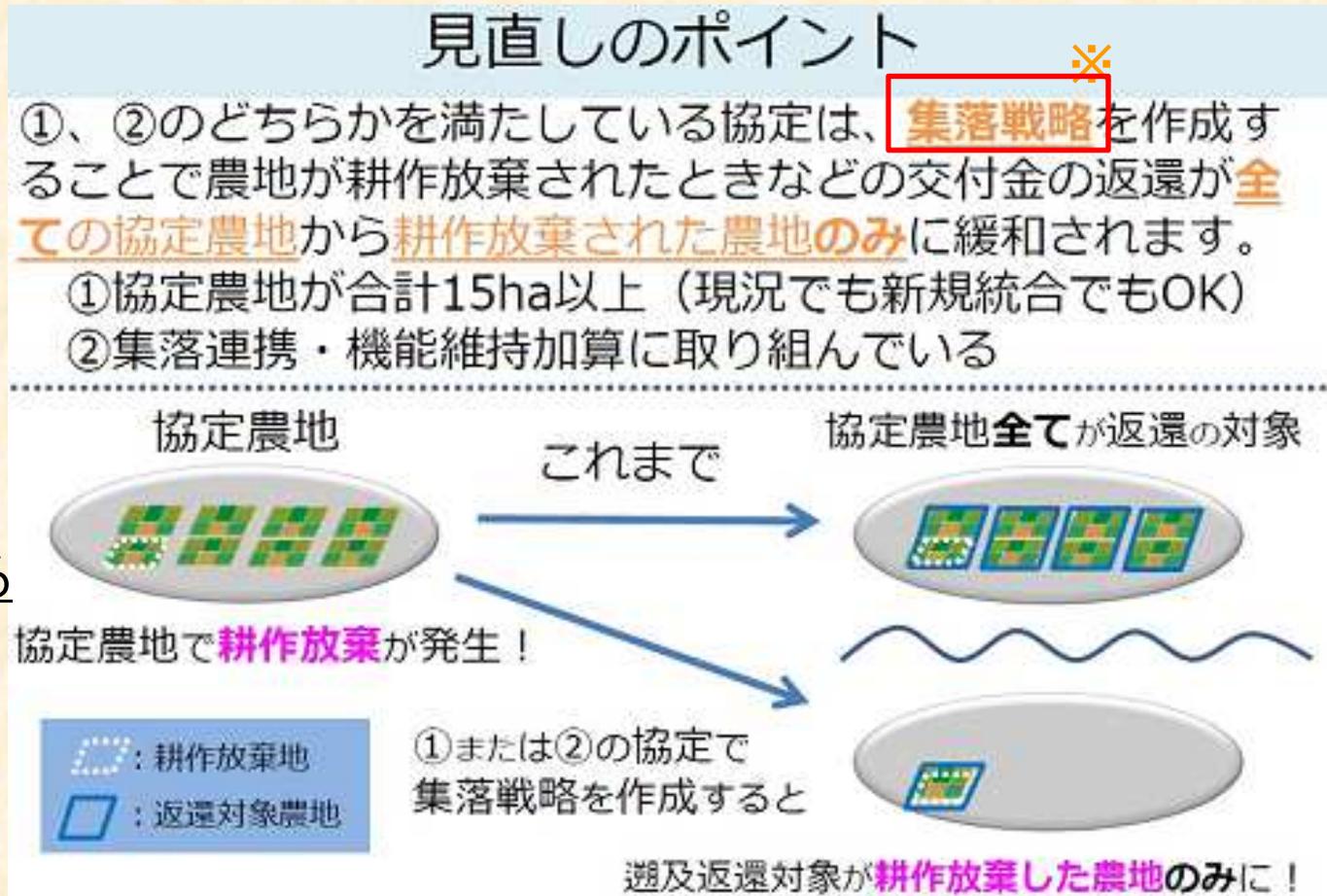
1. 第4期対策(平成27~31年度)の概要(H28年度)

3) 交付金の返還免除既定の変更(緩和)

※集落戦略は、H30/3/31までに作成

○[例]協定に参加しなかった理由が、

「農業は続けるけど、万が一耕作できなくなったとき、交付金の遡及返還などで、集落に迷惑がかかる」



1. 第4期対策(平成27～31年度)の概要(H28年度)

3) 交付金の返還免除既定の変更(緩和) 緩和の内容

事 項	現行返還既定	<u>返還既定(H28)</u>
耕作又は維持管理が行われなかった場合	全農用地分を、協定認定年度(H27年度)から遡及返還	耕作又は維持管理が <u>行われなかった部分</u> を協定認定年度から遡及返還
多面的機能を増進させる活動が行われなかった場合	全農用地分を、協定認定年度から遡及返還	全農用地分を、 <u>行われなかった年度以降</u> 交付しない
水路・農道等の維持管理が行われなかった場合	全農用地分を、協定認定年度から遡及返還	全農用地分を、 <u>行われなかった年度以降</u> 交付しない
C要件により体制整備単価の交付を受けている場合で、農業者の死亡、高齢化又は病気等により農業生産活動等の継続が困難となった場合	全農用地分の交付金の2割分を、協定認定年度から遡及返還	農業生産活動等の <u>継続が困難</u> となった農用地分の交付金の2割分を、協定年度から遡及返還

1. 第4期対策(平成27～31年度)の概要(H29年度)

4) 加算措置の取組要件の変更(緩和)

・超急傾斜農地保全管理加算への取組要件の緩和

[これまで]

- ①農業生産活動等の実施
(基礎単価、8割交付)
- +
- ②体制整備のための前向きな
活動の実施
(体制整備単価、10割交付)
- +
- ③農地の保全、農産物販売促進



[平成29年4月から]

- ①農業生産活動等の実施
(基礎単価、8割交付)
- +
- ~~②体制整備のための前向きな
活動の実施
(体制整備単価、10割交付)~~
- +
- ③農地の保全、農産物販売促進

[農産物の販売促進について]

→市町村との協力による実施が可能

例:市町村イベントでの販売、市町村ホームページでの取り組み紹介 など

2. 中間年評価について(H29年度)

1) 評価の目的、実施概要

(1) 評価の目的

対策期間(5年)の中間年において、制度の設計、協定への支援のあり方等が、現地の状況に照らして適切なものであるかどうかを検証するため、国、都道府県、市町村、協定の各段階で、農業生産活動等の実施状況、進捗状況の自己評価など、効果測定を行うもの。

2. 中間年評価について(H29年度)

1) 評価の目的、実施概要

(2) 実施概要

- ①協定段階： 自己評価、協定アンケートへの回答
- ②市町村段階： ①の「協定の評価」の評価・まとめ、市町村の推進事務の評価、市町村アンケートへの回答
- ③都道府県段階： ②の「市町村の評価」等から中間年評価、都道府県推進事務の評価、第三者委員会への付議(平成30年2月(予定))

自己評価のイメージ(主に◎、○、△、×で評価)

項目	集落協定の自己評価		左の市町村評価
	中間年評価までの実施状況	H31目標の達成見込	
耕作放棄の防止	○ ◎H31目標の80%以上実施	○ ◎H31目標以上の達成見込	○
水路の管理	△ ○確実又は50~80%実施 △一部遅れ又は50%未満	○ ○H31目標達成の見込 △H31目標の達成に課題	○
新規就農者の確保	○ ×実施していない	◎ ×H31目標の達成が困難	○
:			

2. 中間年評価について(H29年度)

2) 実施スケジュールについて

